平成２０年（フ）第３３６号
千葉県佐倉市上志津1669番地76　ベルドゥムール志津駅前504号、開始決定時の住所千葉県佐倉市井野108番地61
破産者　横川　敬一
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第８１号
千葉県いすみ市苅谷1069番地３
破産者　久保　敏文
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
千葉県長生郡長生村本郷6842番地
破産者　唐鎌　利和
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
千葉県長生郡長柄町山之郷字深谷336番地８
破産者　株式会社エヌエスアール（旧商号長柄ショッピングリゾート株式会社）
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２０年（フ）第５８００号
福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字中核工業団地30番地
破産者　マイクロハード株式会社
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２１２０号
東京都港区六本木２丁目２番２号
破産者　株式会社フェスタ
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３５７５号
東京都港区六本木２丁目２番２号
破産者　株式会社日本メディカルエステティック研究所
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８７５号
静岡市清水区西大曲町10番11号
破産者　有限会社静岡エーイーシー
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８６号
静岡県富士市中里93番地の５
破産者　大盛運輸有限会社
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２３４６号
三重県四日市市万古町４番15号、申立時の住所名古屋市熱田区四番２丁目１番15号　福洋マンションＳＷ８号
破産者　水谷電気商会こと　水谷　　豊
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１２１号
岡山県和気郡和気町福富606番地
破産者　有限会社ｙｏｕｒｓ
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第８８０号
岡山市北区一宮19番地の５
破産者　株式会社インテリジェンス
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７１７号
岡山市北区東花尻82番地３
破産者　泉　　弘明
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７４４号
岡山市南区西紅陽台１丁目58番地の569
破産者　有限会社スズキアパレル
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６２号
広島県呉市海岸１丁目３―13、商業登記簿上の本店所在地広島県呉市海岸１丁目３番15号
破産者　大蔵産業株式会社
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成１９年（フ）第４４号
高知県土佐清水市小江町５番20号３
破産者　株式会社吉村工芸社
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所中村支部

平成２０年（フ）第３７０１号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町４丁目２番10号
破産者　株式会社ミヤウチ
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５６号
北海道千歳市釜加79番地の１
破産者　株式会社田園倶楽部北海道
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３８４号
札幌市西区二十四軒２条１丁目３番１号
破産者　サッポロ丸善運輸株式会社
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第６７９号
北海道旭川市旭町一条19丁目2156番地
破産者　有限会社アウルコーポ
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６号
北海道釧路郡釧路町中央４丁目30番地５
破産者　株式会社五健ハウス
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２０年（フ）第２８７号
北海道河西郡芽室町東芽室北一線10番４
破産者　有限会社神谷運送
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係